

第6期計画における国の指針（案） 平成26年7月28日全国担当課長会議資料より

○ 第6期計画のポイント（市町村）

項目	内容
① 2020年（平成32年度）2025年（平成37年度）のサービス水準等の推計	各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を設定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。 推計に当たっては、サービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行うこと。
② 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示	「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって保険者として方向性を提示する。 その際には、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などの普及が重要。
③ 生活支援サービスの整備	日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取り組みを記載する。 平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、コーディネータの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進めることを期待。
④ 医療・介護連携・認知症施策の推進	新たに地域支援事業に位置づけられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期における取り組み方針と施策を示す。第6期期間中に取り組み可能な市町村から順次具体的に実施。
⑤ 住まい	高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

○ 地域包括ケアシステム構築のための重点取り組み事項

項目	内容
① 在宅医療・介護連携の推進	市町村が主体となって地域医師会等の協力を得つつ、在宅医療・介護連携のための体制を充実させる。
② 認知症施策の推進	認知症高齢者を地域で支えるため、必要な早期診断等を行う医療機関等の状況を示すとともに、取り組みの具体的な計画を定める。
③ 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	・高齢単身、夫婦のみ世帯など支援を必要とする高齢者が増加。 ・コーディネータを活用し、多様な主体による生活支援サービスの充実を目指す。 ・元気な高齢者が担い手として活躍することも期待。
④ 高齢者の居住安定に係る施策との連携	・住まいの提供と住まいでの生活支援サービスは保健・医療・介護サービスの前提。 ・必要に応じ高齢者向けの賃貸住宅や老人ホームの供給目標を定める。 ・養護老人ホームや軽費老人ホームも活用

○ 国の方針と古賀市第6期計画案との比較

重点事項（国の示す以下の4事項）について、地域の実情に応じて優先すべき事項を選択し、市町村の計画に記載（任意）することとなっている

重点事項（国の方針案）	古賀市第6期計画（案）における位置づけ（重点施策）
1. 在宅医療・介護連携の推進	→ 3. 地域での生活を支援する体制の充実
2. 認知症施策の推進	→ 2. 認知症施策の推進
3. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進	→ 1. 健康づくりと自立した日常生活の支援
4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携	→ 4. 高齢者を支援するサービスの充実